茨城県で有機野菜の栽培・販売業を営む申立人の営業損害について、原発事故の影響により販売先との取引が停止・減少し、その後も取引が再開していない販売先もあること等の事情から、販売先に対する売上減少分について、事故の影響割合を8割として平成26年11月分までの風評被害による逸失利益が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(期間が記載された項目は記載された期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

営業損害

1 A、B、Cおよび宅配便による直接販売にかかる逸失利益

金82万3588円

期間 自 平成26年2月1日 至 平成26年11月30日

2 D直売所にかかる逸失利益

金42万5159円

期間 自 平成23年3月11日 至 平成26年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、合計金124万8747円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人 が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとす る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年5月9日

(仲介委員 犬塚浩)